

事 務 連 絡
平成 25 年 6 月 3 日

建設工事担当部課長 様

藤枝市建設業者指名等審査委員会
委 員 長 山 梨 秀 樹

建設工事指名競争入札参加者の選定の取扱いについて（改正通知）

平成 25 年 5 月 30 日開催の藤枝市建設業者指名等審査委員会において、指名競争入札による入札参加者の選定に関し、制限付き一般競争入札の運用に合わせ、改めて、下記のとおりその取扱いを定めたので通知する。なお、本通知の取扱いは、平成 25 年 6 月 1 日から適用する。

記

1. 指名競争入札参加者（以下「入札参加者」という。）は、有資格者のうちから次の順位により選定すること。

(1) 順位 1 市内業者（藤枝市内に本店を有するもの）

順位 2 以降から入札参加者を選定する場合の留意点

- ① 順位 1 の発注予定工事の等級に属する有資格者が少数である場合その他必要がある場合においては、直近上位または下位の等級に属する業者の中から選定することができる（藤枝市建設工事競争入札参加者の格付基準及び選定要領第 9 項）。
- ② 発注予定工事の規模に相應する等級区分に属する市内業者数では、適正な競争性を確保することが困難と認められる場合
- ③ 発注予定工事に要する技術を有する市内業者数では、適正な競争性を確保することが困難と認められる場合
- ④ ①～③に掲げる場合のほか、近隣市内業者及び準市内業者を入札参加者とすることにより入札の競争性、公平性、透明性等が著しく向上すると認められる場合

(2) 順位 2 近隣市内業者（焼津市内及び島田市内に本店を有するもの）

(3) 順位3 準市内業者（藤枝市・焼津市及び島田市以外に本店を有し、藤枝市内に支店・営業所等を有するもの）

留 意 点

準市内業者のうち、過去10年間の工事経歴からみて、藤枝市において、対象工事と同種の工事の施工実績（小工事除く）があり、対象工事を施工する能力があると認められる場合は、近隣市内業者と同等にみなし、順位2として優先的に選ぶことができる。（例：舗装業者）

(4) 順位4 市外業者（本店、支店、営業所等をすべて藤枝市外に有するもの）

2. 入札参加者を選定するときは、次の事項に留意しなければならない。

(1) 同一等級区分における市内業者の指名件数及び受注額（指名時の当該年度市発注工事指名件数及び受注額）に著しい偏りを生じさせないこと。

(2) 既成工事との継続性及び関連性については、次に掲げるところによること。

(イ) 継続性を有する複数の工事については、特殊な場合及び施設の構造等工事施工上支障をきたすおそれがある場合並びに当該工事に先行する工事の成績が優良な業者を指名しようとする場合のほか同一施工業者を選定することができない。

なお、工事成績が優良な同一施工業者を選定する場合においても、3年を超えて継続して行うことができない。

(ロ) 関連性を有する複数の工事については、随意契約の取扱いについて（昭和61年事務連絡）により随意契約が適当だと考えられる場合には随意契約とし、その他の場合には同一業者を選定することができない。

3. 指名競争入札参加希望者を広く参加させるため、過去に未指名の者にも格付及び選定要領第11項に規定する選定の基準を検討のうえ市への工事实績をつくることのできるよう配慮すること。

4. 資格告示第1の7及び選定要領第10項に規定する等級区分の適用除外工事における「特に配慮を要する工事」の具体例としては、次のものが含まれるので選定の際、施工能力を勘案し適切な配慮をすること。

(1) 当該工事の用地取得に関し、相当な用地提供者であること。

(2) 当該工事箇所の隣接地に営業所等を有するもの。

【 備 考 】

1. (2)及び1. (3)が変更箇所となる。